

平成30年度 中心市街地賑わい街づくり支援事業
支援金の支給及び申請手続き等に関する取り扱い
(空店舗活用支援事業)

港都つるが株式会社

《支援事業の基本的な考え方》

- ① 「中心市街地の賑わいやコミュニティの再生」に寄与していること。
- ② 「潜在する集客企画案の掘り起こし」に寄与していること。
⇒地域住民の「親睦」や「懇親」とは趣旨を異にします。
- ③ 事業の実施にあたっては、将来の自立を前提とした効率的な運営に努めること。
- ④ 事業の“継続性”や“将来性”を高めるため、事業実施による効果を計測し、常に改善に努めること。 ⇒ 事業実施の目的に合わせた指標（入込数、売上等）を設定し、計測してください。
- ⑤ 事業年度内であっても本事業の予算がなくなった時点で本事業の支援を終了とします。

《支援メニュー》

	空店舗活用支援事業
内 容	中心市街地内の商店街でイベント等を開催時に空店舗を活用するときに、主催者又は出店者に対し、店舗賃借料の一部を支援する。
支援対象者	市民・市民団体、商工会議所、業種組合 等
支援対象経費	店舗賃借料（中心市街地内）
支援限度額	支給額 1万円/1日（賃料） ※1万円に満たない場合は実費分まで 支給限度額 最大3日間まで
事業例	イベントへの出店、空店舗スペースを利用した小規模バザーなど
備 考	本支援制度と敦賀市の他の補助制度等を合わせて受けることは認めません。

《経費に関する取扱い》

〔3〕 空店舗活用支援事業

- ① 支給額の決定については、最終的に事業終了後に提出される事業実施報告書及び収支決算書によって決定し、申請時において承認した支給限度額を超える支援は、行いません。
- ② 本支援制度と敦賀市の他の補助制度等を合わせて受けることは認めません。
- ③ 対象経費及び対象外経費については、次のとおりとします。

【対象経費】 空店舗賃借料（中心市街地内）

【対象外経費】 中心市街地外の空店舗賃借料については対象外

《申請手続き》

○支給申請に必要な提出書類

- 支援事業交付申請書（様式第1号）
- 事業実施計画書（様式第2号）
※様式第2号の記載内容を網羅している場合は任意様式でもかまいません。
- 事業収支予算書（様式第3号）
- その他事業の申請にあたり参考となる資料

○実績報告に必要な提出書類

- 実績報告書（様式第10号）
- 事業実施報告書（様式第11号）
※様式第11号の記載内容を網羅している場合は任意様式でもかまいません。
- 事業収支決算書（様式第12号）
- 賃料に関する領収書の写し
- その他参考となる資料（記録写真、チラシなど）

○申請手続きスケジュール

随時（平成31年3月1日まで）

申請書を港都つるがへ提出

※空店舗活用日が、敦賀まつり期間中の場合は申請できません。

※申請書に添付する予算書については、賃料に関する部分のみの予算書で申請可能です。

※イベント詳細が確定していない場合もあるかと思えます。詳細すべてが確定している必要はありませんが、実施を前提とした事業内容で提出してください。

⇒申請書内容について、修正点・不明点などの確認（不備がある場合は再提出）

支援の可否を港都つるがから申請者に通知

イベントの実施

～3ヵ月後（又は平成31年4月4日まで）

実績報告書を港都つるがへ提出

※支給額の決定については、最終的に事業終了後に提出される事業実施報告書及び収支決算書によって決定します。

注）支援申請及び実績報告の最終提出期限

支援申請…平成31年3月1日

※期限日以降の支援申請は受付できません。

実績報告…平成31年4月4日

※期限までに報告書の提出が無い場合は、支援金の支給は行いません。

《経費に関する取扱い》

【3】空店舗活用支援事業

- ① 支給額の決定については、最終的に事業終了後に提出される事業実施報告書及び収支決算書によって決定し、申請時において承認した支給限度額を超える支援は、行いません。
- ② 本支援制度と敦賀市の他の補助制度等を合わせて受けることは認めません。
- ③ 対象経費及び対象外経費については、次のとおりとします。

【対象経費】

- ・空店舗賃借料（中心市街地内）

【対象外経費】

- ・中心市街地外の空店舗賃借料については対象外